

製造の技術基準一覧(その1)

(見直しのポイント)

定置式製造設備に係る製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準関係(規則第4条第1項関係)

号	製造の技術基準項目	対象物	技術基準の目的					現行の性能規定化状況	見直しの方向性				
			火薬類の発火・爆発防止策		その他				性能規定化	明確化		整理統合	
			火薬類の発火・爆発発生時の被害抑制策	直接的な発火・爆発防止策(熱、摩擦、衝撃、静電気、ガス、粉塵、電磁波、異物混入等)	間接的な発火・爆発防止策(建屋の火災防止等)	情報提供	盗難防止			その他(国際条約、安全管理、運搬時の安全確保、消費時の安全確保等)	技術基準の趣旨の明確化		規制対象設備、工室の明確化
1	警戒標識、危険区域の設定、境界柵、安全確保掲示板、警戒札等の設置	製造所全体			○	○							
2	危険区域内に作業上やむを得ない施設以外の設置禁止	施設の位置			○								
3	危険区域の境界柵が森林内に設けられた場合の防火用空地(幅2m)の確保	施設の位置		○	○				×	○	-	-	-
4	危険工室の保安距離	施設の位置	○						×				
4.2	危険工室との保安間隔	施設の位置	○						×				
5	危険区域内への固体燃料のポイラー・煙突の設置禁止	施設の位置		○	○				×				
5.2	煙火製造工場の危険区域内での金属粉の貯蔵制限	施設の位置		○	○				×				
6	爆発工室の構造(別棟、放爆)	施設	○						×				
7	爆発工室又は一時置場の土堤等の設置	施設	○	○					×				
7.2	煙火製造所等の爆発のおそれのある工室及び一時置場の土堤等の設置	施設	○	○					×				
7.3	危険工室等の避雷装置	施設		○	○				×	○	-	-	-
8	発火工室の構造(別棟、耐火構造)	施設	○	○					○				
9	発火工室と他の施設間に防火壁などの延焼遮断措置の設置	施設	○	○	○				○				
9.2	危険工室内の発火の危険のある設備に対して必要に応じ消火設備を設置	施設/装置	○	○					○				
9.3	無煙火薬の一時置場に告示で定めるスプリンクラーの設置義務	施設	○	○	○				×	○	○	-	○
10	危険工室の付近に貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備の設置義務	施設/装置	○	○	○				○				
11	危険工室のドア・窓はできるだけ多く設け、原則外開き、鉄製の金具の不使用等	施設	○	○					×	○	-	○	○
11.2	無煙火薬の一時置場の窓への障幕等の遮光措置	施設		○					×	○	○	-	○
12	危険工室の内面の土砂の剥落や飛散の防止措置と床面の鉄類禁止	施設		○					○	-	-	○	○
13	危険工室の床面を柔らかく、火薬類の浸透、侵入がない措置	施設		○					×	○	-	○	○
14	危険工室内の原動機及び温湿度調整装置の設置禁止。ただし、爆発又は発火を起す虞のない場合にはこの限りではない。	装置		○	○				○				
14.2	無煙火薬貯蔵場所への温湿度記録計の設置及び温度(40度以下)・湿度(75%以下)管理義務。温湿度調整装置の防爆。	装置		○					×	○	○	-	○
15	危険工室内の機械の構造は、鉄と鉄の摩擦の排除、摩擦部に滑剤を塗布、動揺の防止、火薬類の侵入の防止措置	装置		○	○				×	○	-	○	○
16	危険工室の暖房装置は、熱源は蒸気、熱気、温水、燃焼しやすい物と隔離、表面に火薬類等の付着防止措置を講じる	装置		○	○				×	○	○	-	-
17	危険工室内のパラフィン槽の温度が120℃を超えないようにするための温度測定装置を備えた安全装置	装置		○					×	○	-	○	-
18	危険工室等の照明装置等	装置		○	○				○	-	○	-	-
19	危険工室内の機械等の接地	装置		○					×	○	○	-	○
20	危険工室の停滞量等の掲示板による掲示	掲示/施設			○	○			×	○	○	-	-
21	危険工室に面した木造建築物の耐火的措置	施設	○		○				○				
22	火薬類が飛散するおそれのある工室の壁、天井の隙間を無くす構造等	施設		○	○				○	-	○	○	○
22.2	火薬類又は原料の粉じん飛散防止措置	施設/装置		○					○				
22.3	温度変化が起こる装置における温度測定装置	装置		○					○	-	○	-	-
22.4	火薬類の加圧設備の安全装置	装置		○					○				
22.5	静電気が発生し、爆発等がおこるおそれのある設備の静電気除去措置	装置		○					○	-	-	○	○
22.5.2	雷等の危険工室の床、作業台等には導電性マットを施設し、かつ、接地	施設		○					×				
22.6	工室入口の静電気除去設備	施設		○					×	○	-	○	○
23	可燃性ガス等が発生する工室には排気装置を設置	施設/装置		○	○				○				
23.2	火薬類乾燥工室の設置	施設	○	○					×	○	○	○	-
24	火薬類乾燥工室の加温装置は火薬類と隔離して設置	施設		○					○				
24.2	日乾場の高さ	施設	○	○					×				
24.3	日乾場の距離、防爆壁等	施設、及び位置	○	○	○				×				
24.4	日乾後の火薬放冷設備	施設		○					○				
25	爆発試験場等の防火壁、防火措置	施設	○		○				○				
26	火薬類等の運搬容器	装置		○					○				
26.2	無煙火薬の一時保管容器	装置	○						×				
27	危険区域内の運搬車	装置		○					×	○	-	-	-
28	運搬通路の基準(平坦、勾配1/50以下)	施設		○					×	○	○	-	-